

利用規約

(電気自動車用充電器)

利用する全ての方が快適に使用できるよう、電気自動車用充電器を使用する際には次のことを遵守してください。

同規約に同意されない場合は、ご利用をお断りすることがあります。

1. 利用時間は午前9時から午後8時までとし、午前8時50分より前に車を停めて待つことはできません。また、午後8時には出庫できるように午後7時55分には車に戻るようになしてください。
2. 事前予約はできません。充電器が利用中等の理由で待機される場合は、警備員の指示に従い、必ず運転手が乗車した状態で待機してください。
3. 待機できる車両は原則2台（急速・普通問わず）までとしますが、待機場所に余裕が無い場合は、お断りすることがあります。
4. 利用終了予定時刻前には、車に戻ってください。

(充電時間の上限) 急速：30分間、普通：60分間

5. 1回の充電で満タンにならなかったとしても、無断で2回目の充電を開始しないでください。
6. 他人の車両に接続された充電ガンを抜かないでください。
7. 終了予定時刻になっても、車に戻ってこない場合、福岡市職員又は関係者により充電ガンを取り外すことがあります。
また、電話連絡をさせて頂く場合があります。
8. 充電中及び充電後、車両等に不具合が発生しても、福岡市はその責任を一切負いません。
9. 入出庫の際は、十分に周囲の安全確認を行い、歩行者の安全を確認してください。バック走行時は特に気をつけるようにしてください。
10. 車両の入庫・出庫時に事故等が発生しても、福岡市はその責任を一切負いません。

お問い合わせ先

福岡市環境局脱炭素事業推進課

TEL：092-711-4204